

事業事前評価表
国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第六・大洋州課

1. 基本情報

国名：ソロモン諸島

案件名：新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款

L/A 調印日：2021年3月3日

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における新型コロナウイルス対応の現状・課題及び本事業の位置付け

2020年10月3日に初めての新型コロナウイルスの国内感染者が確認されたのち、ソロモンにおける2021年2月26日現在累計感染者数はいずれも海外からの帰国者18名である。2020年10月まで国内感染者の発生が抑えられていたのは、従来から保健医療施設老朽化及び医療従事者不足等の問題を抱えるソロモン政府が、同年3月25日に国家非常事態を宣言し、同月27日には国際航空便の停止を発表する等の措置を講じたためであり、これらの措置は現在も継続中である。

ソロモン経済は、世界経済の減速により、林業・鉱業・漁業等の輸出産業（農林水産業は2019年のGDPの35%、林業は2019年の輸出の68%を占める）や観光業（2019年GDPの5%を占める）を中心に大きな影響を受けている。経済成長率は、森林資源減少による木材の生産縮小及び輸出の減少により近年鈍化傾向にあったが、新型コロナウイルス感染拡大前の2020年予測値2.5%から▲5.0%まで低下する見通しである（IMF、2020年10月）。ソロモンでは、フォーマルセクターでの職業選択肢が少なく労働者の多くが自給自足農業や、路上や市場での小売り等のインフォーマルセクターに従事しているが、ソロモン政府による新型コロナウイルスの流入・感染防止措置により経済活動が停滞したため、インフォーマルセクターに従事する労働者の多くが職を失っている。国際収支は、これまで財輸入（GDP比30%超）と木材輸出による貿易収支がほぼ均衡を保ち、経常収支赤字が▲3～4%台にて安定して推移していたが、資源の減少による木材輸出の減少が始まり2019年には同▲8.9%まで拡大した。2020年は世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響による輸出減等から予測値は同▲17.8%（IMF、2020）。外貨準備高は2019年末時点で輸入月数約10か月分と豊富だが、2021年末には6か月分を下回るとの予測。中期的には、大規模な経常収支赤字による資金ギャップは公的対外借り入れによって埋められ、外貨準備高は一定規模を維持する見込み。

ソロモン財務省は、新型コロナウイルスの影響を受けて2020年度の歳入予測を年度当初予測の11%減となる約380百万米ドルへ大幅に下方修正し、2020年度

の財政赤字が対GDP比7.3%まで拡大すると予測している（前年度は同2.6%）。このような状況下、当国政府は、保健医療・検査体制の強化、脆弱層への社会保障等を含む「保健対策計画」（総額87百万米ドル）及び、農業・林業・漁業・観光業への投資、追加の社会保障、中小企業や国営企業支援を盛り込んだ「経済刺激策」（総額89百万米ドル）を進めており、15百万米ドルの国債の発行のほか、世界銀行（世銀）、アジア開発銀行（ADB）等の合計58百万米ドル相当の融資・贈与により、合わせて73百万米ドルの事業規模額を確保しているが、依然103百万米ドルの資金ギャップが存在している（2020年11月18日時点）。

ソロモンでは、上述の通り、労働者の多くがインフォーマルセクターに従事しているものの、ソロモン政府による新型コロナウイルスの流入・感染防止措置による経済活動の停滞によりインフォーマルセクターに従事する労働者の多くが職を失っており、「保健対策計画」や「経済刺激策」における支援が適切に支給されるように配慮する必要がある。

「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款」（以下「本事業」という。）は、上述の資金ニーズを踏まえ、ADBの「COVID-19 Rapid Response Program」との協調融資により、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受けるソロモンにおいて、「保健対策計画」及び「経済刺激策」を策定・実施する当国政府に対し財政支援を実施することにより感染抑制、社会的弱者の保護・救済及び経済対策等の危機対応策の推進を図るものであり、当国が直面する喫緊の課題に対応するものである。

（2）新型コロナウイルス対応に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

2019年2月に発足した「太平洋島嶼国協力推進会議」（我が国関係省庁局長級から構成）において、同年5月に「今後の対太平洋島嶼国政策に関する方向性」が発表され、保健・医療支援及び財政の健全化・強靱化支援が具体的取組として掲げられている。また、2020年10月に実施された太平洋・島サミット中間閣僚会合において日本政府は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、太平洋島嶼国地域が直面する経済的課題への対応に必要な資金を迅速に供給し、より長期的に持続可能かつ包摂的な経済成長を達成する支援を行う旨、表明している。

我が国の対ソロモン諸島国別開発協力方針（2019年4月）では、重点分野「脆弱性の克服」の中で基幹経済・社会インフラの整備・維持管理及び連結性の強化への支援、農林水産業を中心に地方産業振興に資する支援、観光分野等の産業の振興・推進に必要な人材の育成支援、地域医療サービスの質の向上、学校現場における教育の質の向上と教育施設改善に対する支援を掲げている。さら

に、JICA大洋州取組拡充方針（2019年5月）の重点分野「強靱かつ持続可能な発展」では、社会サービス（保健を含む）及び財政健全化の取組を掲げている。また、JICAは、今般の新型コロナウイルスによる健康危機を受け、新たな感染症などから人々の健康を守る、強靱なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成を目標とする「JICA世界保健医療イニシアティブ」を掲げ、中長期的な視点に立ち、治療・警戒・予防体制を強化していく方針である。

本事業はこれら方針に合致し、加えて、世界的な新型コロナウイルスによる影響への対応を支援することは、自立的かつ持続可能な発展及び平和と安定の確保に資するもので、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に貢献するものであり、SDGsゴール3（すべての人々の健康的な生活の確保）、5（ジェンダー平等の達成）及び8（包摂的かつ持続可能な経済成長）に貢献すると考えられる。

（3）他の援助機関の対応

IMF は一般会計に組み込まれる Rapid Credit Facility 及び Rapid Financing Instrument 総額 28.5 百万米ドルを承認済み（2020 年 6 月）。世銀は、「国際開発協会（IDA）一般財政支援」（約 15 百万米ドル）（2020 年 5 月）及び「COVID-19 Emergency Response Project」（5 百万米ドル）（2021 年 1 月）を承認済み。ADB は、「Pacific Disaster Resilience Program Phase II」（6 百万米ドル）（2020 年 4 月）及び、本事業との協調融資となる「COVID-19 Rapid Response Program」（20 百万米ドル）（同年 6 月）を承認・実施済み。新型コロナウイルス対応として、豪州は、9 百万米ドルを供与済み、ニュージーランドは 2 百万米ドルを供与済み、中国は、医療資機材を供与している。

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受けるソロモンにおいて、当国政府への財政支援を実施することにより感染抑制、社会的弱者の保護・救済及び経済対策等の危機対応策の推進を図り、もって当国の社会・経済の安定・回復及び開発努力の推進に貢献するもの。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名

ソロモン諸島全土

（3）事業内容

新型コロナウイルスの影響に対する社会的保護・救済及び経済対策等の危機

対策として「保健対策計画」及び「経済刺激策」を策定・実施するソロモン政府への財政支援を行う。「保健対策計画」及び「経済刺激策」の詳細は以下の通り。

計画	分野	主な内容
保健対策計画	(ア) 政府横断的な取り組み体制の確立	政府横断的な取り組みを実現するための指揮命令システムの強化、人材配置
	(イ) 保健	施設・検査装置整備、研修、啓発活動
	(ウ) 教育	感染予防策の実施・啓発活動、国費留学生の帰国支援
	(エ) 社会保障	食糧備蓄・生産、配給
	(オ) コミュニティと医療従事者の安全確保	コミュニティと医療従事者の安全確保
経済刺激策	(カ) 農家支援	高付加価値品目の栽培支援等
	(キ) 林業、漁業、観光業支援	加工品の生産支援
	(ク) 社会保障とコミュニティ支援	教会や地方自治体を通じた公衆衛生にかかる啓発活動、貧困・脆弱層支援、学校再開準備支援、物価統制の順守状況のモニタリング業務契約による雇用促進
	(ケ) 中小零細企業支援	家賃支払い支援、納税期限の延期・所得税控除、開発銀行への出資・与信枠提供
	(コ) 国営企業等支援	雇用維持支援
	(サ) インフラ事業推進	雇用促進のためのインフラ事業推進

(4) 総事業費
2,500 百万円

(5) 事業実施期間

本事業の開始は 2020 年 3 月とする。2.(1)の通り「保健対策計画」及び「経済刺激策」の策定及び開始を確認済みのため、貸付実行(2021年3月予定)をもって事業完成とする。

(6) 事業実施体制

- 1) 借入人：ソロモン諸島政府 (The Government of Solomon Islands)
- 2) 保証人：なし
- 3) 事業実施機関：ソロモン財務省 (Ministry of Finance and Treasury)

4) 運営・維持管理機関：モニタリングにおいてはソロモン財務省が関係省庁・機関から情報を集約する。

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

特段無し。

2) 他援助機関等の援助活動

協調融資先である ADB と連携し、ソロモン財務省に提出を求める進捗報告書の確認を通じて、「保健対策計画」及び「経済刺激策」の進捗状況をモニタリングする。モニタリングの対象期間は 2020 年 3 月から 2021 年 12 月までであり、四半期ごとの報告書提出がなされる予定。

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

① 気候変動対策関連案件：該当せず

② 貧困対策・貧困配慮：本事業のプログラム（カ）及び（ク）は新型コロナウイルスによる貧困層及び脆弱層への影響緩和のために実施される予定。

③ 障害者配慮：本事業のプログラム（ク）は新型コロナウイルスによる障害者への影響緩和のために実施される予定であり、同プログラムへの障害者によるアクセシビリティの確保に配慮するとしている。

3) ジェンダー分類：【ジェンダー案件】 ■GI (S) (ジェンダー活動統合案件)
<活動内容/分類理由>本事業は、運用・効果指標で女性の割合を目標として定めているため。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果：アウトカム（運用・効果指標）

指標名	基準値 (2020年2月実績)	目標値 (*2020年12月) (**2021年6月)
研修を通じ新型コロナウイルスに関する知識とスキルが向上した医療従事者（医師・看護師）の人数	—	150人* うち少なくとも50%が女性
農民向け社会的保護（注2）の裨益者数	—	10,000人**
雇用を維持している国営企業への資本注入	—	4社*
物価統制の順守確認のためのモニター契約数（女性／若者等属性別）	—	総勢100人* うち60%以上が女性

（注1）運用・効果指標については、協調融資先である ADB の COVID-19 Rapid Response Program と同じ指標を用いる。

（注2）付加価値品目（キャッサバ、ココア、ココナッツ、ノニ等の農産物10品目）の生産促進のための支援等。

（2）定性的効果

当国内の社会経済活動の回復・安定、脆弱層の生活安定化等（GDP 成長率、輸出産業（林業・鉱業・漁業等）及び観光業収入の増減等の指標で総合的に確認する）。

（3）内部収益率

プログラム型借款のため内部収益率は算出しない。

5. 前提条件・外部条件

（1）前提条件

特になし。

（2）外部条件

特になし。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

リーマンショック時に実施された東南アジア3か国向け緊急財政支援円借款（フィリピン「緊急財政支援円借款」・インドネシア「気候変動対策プログラムローン（II）（景気刺激支援）」・ベトナム「第8次貧困削減支援借款（景気刺激支

援)」（評価年度2011年）の事後評価結果では、緊急財政支援の目的の一つが、危機への迅速な対応を促すための速やかな資金供与を行うことである場合、その効果を高めるためには、支援供与のタイミングが非常に重要であり、可能な限り支援供与までの手続の簡素化を図るとともに、機動的かつ柔軟な仕組みとしておくことが望ましいとの教訓が得られている。

上記を踏まえ、本事業では、ADBの緊急財政支援との協調融資として実施することにより、政策マトリクスを策定せずに進捗状況確認のためのモニタリング体制の構築を確保し、迅速な資金供与を図る。

7. 評価結果

本事業は、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受けるソロモンにおいて、「保健対策計画」及び「経済刺激策」を策定・実施する当国政府に対し財政支援を実施することにより感染抑制、社会的弱者の保護・救済及び経済対策等の危機対応策の推進を図るものであり、当国が直面する喫緊の課題に対応するものである。また、本事業は国際的な支援枠組みの下で行われるものであり、当国の開発課題・開発政策並びに我が国の協力方針と合致し、SDGsゴール3（すべての人々の健康的な生活の確保）、5（ジェンダー平等の達成）及び8（包摂的かつ持続可能な経済成長）に貢献すると考えられることから、本事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業完成2年後 事後評価

以上